

年金運営新組織に係る旧法案と新法案の比較

内閣官房長官の下の有識者会議と新組織実現会議の基本的な考え方	旧法案（ねんきん事業機構法案）	新法案（日本年金機構法案）
1. 国に対する国民の信頼を基礎として、国の責任の下に、確実な保険料の収納と給付を確保し、安定的な運営を図る。	○厚生労働省に設ける新たな行政組織が事業運営を担う。（国家行政組織法第8条の3に規定する特別の機関）	○厚生労働大臣が公的年金の財政責任、運営責任を担う一方、非公務員型の公法人を設立し、法人は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的監督の下で、一連の運営業務を担う。
2. 新組織の意思決定機能 (1) 意思決定機能を強化するため、会議を設け、外部の複数の専門家も参画。 ----- (2) 保険料負担者や年金受給者の意向を事業運営に反映。	○機構の長が重要事項を決定する際には、機構の長と外部の専門家により構成される「年金運営会議」の議を経るものとする。 ----- ○保険料負担者や年金受給者の意見を反映するために必要な措置を講じる旨を法定するとともに、具体的には、これらの者により構成される「運営評議会」を開催。	○機構に理事長、副理事長、理事により構成される「理事会」を置き、重要事項を審議・決定する。その際、非常勤の理事を置き、外部の専門家を充てる。 ----- ○同左
3. 新組織の監査機能 十分な内部牽制体制を確立するため、複数の外部の専門家が会計監査・業務監査を実施。	○厚生労働大臣が任命する外部の専門家が「特別監査官」として会計監査、業務監査を実施。	○厚生労働大臣が任命する「監事」が会計監査、業務監査を実施。 ○厚生労働大臣が選任する外部の「会計監査人（監査法人）」が財務諸表等の監査を実施。
4. 新組織の業務執行機能 職員が意欲を持って業務改善に取り組めるよう、能力と実績に基づく人事評価を実施し、人事・給与に反映。	○国家公務員制度を最大限活用し、能力と実績に基づく新人事評価制度を導入し、人事・給与に反映。	○国家公務員制度の枠を離れて、民間的な人事評価制度や人事・給与体系を導入。 ○役職員の報酬・給与は、勤務成績等が考慮されなければならない旨を法定。